

(一財)茨城県建築センター構造計算適合性判定

【判定の流れ】

1. 事前連絡

判定を申請しようとする方は、事前に電話又はメール等でご連絡願います。

2. 判定依頼

・申請書類(正副2部)

判定申請書

(意匠図、構造図、構造計算書、その他必要な書類)

委任状

判定連絡票

・様式はダウンロードして下さい。

3. 申請は直接窓口に申請されるか、郵送でお願いいたします。

直接窓口に申請する場合。

・窓口は本部事務所です。

〒310-0852

水戸市笠原町978番30

一般財団法人 茨城県建築センター 構造部

・申請手数料は窓口で受け付けます。指定口座に振り込みも可能です。

・引受書を交付致します。

郵送で申請する場合。

・事前に物件の概要を判定連絡票をFAXでお知らせ願います。

構造部 029-305-7227

FAX 029-241-1214

・申請書類を郵送願います。

・手数料は指定銀行へ建築主名で振り込んでいただき、入金を確認した上で、送付していただいた申請書等に不足ない場合は、引受いたします。

(指定口座)

〒310-0852

水戸市笠原町978番30

一般財団法人 茨城県建築センター 構造部

常陽銀行 県庁支店

口座普通

口座番号 1160093

口座名義 一般財団法人 茨城県建築センター

電話番号 029-305-7300

・お振込みが確認出来しだい引受書を発行いたします。
郵送料金をご負担願います。
判定手数料の請求書が必要な場合はその旨申し出てください。

4. 判定

判定後のフローは補正方法をご覧ください。

非認定プログラムの場合でも、一貫計算プログラム（SS3, Build 一貫、Bus5）の
場合は電子データをお送り願います。（CDR、あるいはメールでお願いします）

5. 判定通知書の発行

直接窓口に来られる場合

・窓口で、判定通知書、副本をお渡しいたします。

郵送をご希望される場合

・郵送で 判定通知書、副本を返送いたします。

なお、送料は当センターが負担いたします。

6. 取り下げ通知書

判定を取り下げる場合に、取り下げ届けを提出してください。

判定手数料はお返しできません。